平成２２年（フ）第１５８０号
札幌市白石区本郷通10丁目北３番３―104号
債務者　中川　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６００号
北海道北広島市若葉町３丁目７番地５
債務者　横井あかり
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８５号
札幌市中央区盤渓488番地
債務者　佐々木太郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０４号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番25―205号
債務者　中野　弥生
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５２号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目３番７―102号
債務者　酒井百合子（旧姓中村・菊地）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６７号
札幌市南区真駒内本町５丁目７番６―101号
債務者　小田　直紀
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７６号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―409号
債務者　遠藤　紀昭
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３号
静岡県伊豆市八幡482番地の２
債務者　飯田　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
堺市北区南長尾町３丁１番15―455号
債務者　西川恵理子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
堺市西区鳳中町３丁63番地15
債務者　太田真須美（旧姓佐藤・森本）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
堺市堺区西湊町４丁５番３号
債務者　吉田　英子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
堺市堺区中安井町１丁４番23号
債務者　藤谷　信子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
大阪府高石市東羽衣７丁目６番10号
債務者　池田　泰浩
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
堺市中区八田北町10番地31　１棟310号
債務者　高阪工務店こと　高阪　勇輝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
堺市堺区浅香山町３丁３―11　兼松文化203号、住民票上の住所大阪府貝塚市小瀬１丁目28番６号
債務者　植山　暢子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３３号
大阪府柏原市太平寺２丁目３番27―403号、前住所大阪府柏原市太平寺２丁目７番30―507号
債務者　真山広若こと　岩崎　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
岩手県紫波郡紫波町稲藤字太田元22番地
債務者　照井　秀則
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５６号
岩手県岩手郡雫石町上曽根田164番地２
債務者　平原　俊明
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部